

令和3年度第3回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会 会議録

日時：令和3年11月10日（水）

14：00～16：00

会場：雲南市役所5階全員協議会室

高田防災部長

それではまだお見えでない方もありますが、ご案内しておりました。時間となりましたので、ただいまから令和3年度、第3回の雲南市、原子力発電所、環境安全対策協議会を開催させていただきます。本日は皆様にはお忙しい中、ご出席をいただき、ありがとうございます。本日の進行を務めます、防災部長の高田でございます。よろしくお願いいたします。まず開会にあたりまして、石飛市長がご挨拶を申し上げます。

石飛市長

本日は大変ご多用の中、第3回雲南市原子力発電所環境安全対策協議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。さて島根原子力発電所2号機につきましては、本年9月15日に原子力規制委員会の設置変更許可の後、10月11日に第2回のこの安全対策協議会を開催させていただき、そして10月31日には、県と市が共催で、住民説明会を開催したところでございます。

住民説明会では、多くのご意見、ご質問をいただく中で、原子力規制委員会の審査の内容や内閣府での取り組み、或いはエネルギー政策などについて、国や中国電の考え方を確認してきたところでございます。また昨日は、知事と周辺3市による、第2回目の意見交換会に出席いたしまして、島根県としてさらに確認・要望する事項をお聞きするとともに、現時点において、市が確認・要望する内容について、県にお伝えしてきたところでございます。

本日の会議では、こうした内容につきまして、住民説明会等の状況としてご説明いたしますとともに、雲南市におけます、広域避難計画の概要につきまして、本日ご説明をさせていただきます。皆様方から忌憚のないご意見、ご質問をいただきますようお願い申し上げます。開会にあたってのごあいさつといたします。どうかよろしくお願いいたします。

高田防災部長

それでは初めに、本日お配りしております資料の確認をお願いいたします。お手元に、届けております資料につきましてまず一番上に、議題、がございます。それから、委員の皆様の名簿。それから、協議会の要綱。それから受け付けでお配りをしました席次表、それから、雲南市の広域避難計画、冊子となっております。それから、原子力災害に備えた、雲南市広域避難計画、これもホチキスどめの冊子となっております。それから、ご意見、それからご質問いただくための意見質問書。そして一番下に参考資料としております。昨日行われました、知事・3市長会議で示されました資料No.1。今回の色んな説明会で出ました主な質問意見。また、それぞれに対する関係機関の回答の趣旨が載っております資料を参考資料としてお配りをしております。

以上でございますけれども、配付漏れ等ありませんでしょうか。それから、本日の会議は公開とさせていただきます。また、会議録作成のため、録音及び市のホームページへの掲載につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願いいたします。それからお手元、卓上に、

委員の皆様お2人に、1台ずつマイクを準備しております。ご質問ご意見等を、発言をされる際には、マイクの台座にスイッチがありますので、スイッチ押ししていただきまして、マイクの先端の赤い表示が、こういったぐあいに発言をされる際には、点灯するようになっております。赤い表示がつかまりましたら、ご発言をお願いをしたいと思います。なお、終わられましたら、もう一度スイッチの方をしていただきまして切っていただきますようお願いいたします。同時に、何台もスイッチが入りますと、混線することになりますので、いちいちということになりますが、どうかよろしく願いいたします。

それから携帯電話につきましては、マナーモード、または電源をお切りいただくなど、会議中に鳴ることがないようにお願いいたします。それではこれより議事に入ります。本協議会の要綱に基づきまして、市長が会長を務めさらに会議の議長を務めることとなっております。よって、議事の進行は石飛市長が行いますので、よろしく願いいたします。それでは市長、お願いいたします。

石飛市長

はい。それでは議事の進行にご協力の方よろしく願いいたします。それでは議事に入ります。議題1、住民説明会等の開催状況について、事務局から説明お願いいたします。

【議 題】

1. 住民説明会等の開催状況について

中村原子力防災対策室長

それでは失礼いたします。原子力防災対策室の中村でございます。よろしく願いいたします。大変申し訳ございません、座ってご説明させていただきます。お手元、議題の方をご覧くださいと思います。1番目の議題といたしまして、さっきありました住民説明会等の開催状況についてということで挙げております。三つばかり挙げておりますが、先ほど市長の挨拶の方にもございましたように、10月の11日月曜日に、チェリヴァホールにおきまして、この第2回の雲南市原子力発電所環境安全対策協議会が、並びに雲南市議会との合同の説明会を行わせていただいたところでございます。出席いただきました方々につきましては42名の方ということで、内訳についてはご覧いただきたいと思います。また3番目でございますが、10月の31日にはラメールにおきまして、島根原子力発電所に関する住民説明会の方を、島根県と雲南市の共催で開催させていただいたところでございます。こちらの方につきましては出席者が63名ということで、こちらの方も、内訳についてはご覧いただきたいと思います。また真ん中のところ2番目に書いておりますが、これ中国電力主催の住民説明会が10月の13日水曜日に、チェリヴァホールの方で開催されております。こちらの方につきましては48名の出席があったということでございます。それでこの後の住民説明会等の開催状況でございますが、その中で一番最初に申し上げました、合同の説明会におきまして、いろいろとご質問意見等もいただいて国なりからご回答いただいたところでございますが、それ以外に皆様方から意見とか質問をです紙に書いていただいたものがございます。

本日はすべてまだ国の方の回答等が入っておりませんので、私どもの方がお答えできる点を何点か口頭で大変申し訳ございませんが、お話、ご説明させていただきたいというふうに思っております。まずいただきましたご意見の中で福島第1原子力発電所事故の教訓はということに関連いたしまして、そもそもUPZ圏内、30キロの区域は、そういった防護措置が必要だと、これ

についてこういった内容かということをごさいました。これは説明会の中でも、内閣府の方から回答がっておりますけど、やはりUPZの距離・範囲、30kmにつきましては、IAEA国際原子力機関ですね、そちらの方の国際基準に基づいて設定がされているという内容のご説明がしております。IAEAが定めておりますのは、UPZ、島根原発で5キロ圏内と、日本では5キロ圏内になってますが、IAEAが示します基準では、3キロから5キロの範囲ということになっておまして、日本の場合には、5キロ以内というのはPAZになっております。またUPZにつきましては、国際基準では30キロということで定めてございます。これにつきましては特に福島事故ではですね、実は30キロ圏内外への実際避難が、なされております。これにつきましては、特に飯舘村等につきましては30km外になってますけど、実は国が定める国際基準の放射線量を超える可能性が出てきたということで、飯舘村等には、計画的な避難区域という設定がされております。これについては原発事故すぐではなくてですね大体1ヶ月後ぐらいにそういった必要性が出てきたという状況がございます。またこの30キロ圏外につきましても、実際には放射性雲、プルームといいますけどそれが通過するまでには相当な時間的な余裕があるということがございますので、これについてはUPZ30キロ圏内以外でも、そういった必要性が出てくれば、当然同じような対応を図っていくということが示されております。大変、書き物がなくて申し訳ございそういった内容でご理解いただきたいというふうに思っております。

それから続きまして、避難の関係で何点かいただいております特に避難時にですね、バスが本当に確保できるのか或いは、その運転手の皆さんドライバーの方が確保できるのかということをごさいました。この点につきましては、避難に必要な車両を確保するためにですね、島根県或いは鳥取県が平成29年になりますけど、中国地方5県のバス協会とかタクシー協会と協定を締結されております。これに基づきまして、必要な台数を確保するわけでございますけど、特に運転される方の被ばく量につきましては、住民の方の放射線被曝量、これ1mSvになりますけど、これを超えないようにということで、管理されることになっております。また県におかれましては、毎年この運転手さんに対して、放射線に関する知識とか、管理方法等研修がなされているという状況でございます。運転手さんの件につきましてはそういった時、厳重な管理をしていくということになっております。また、台数等の数字、あんまり申し上げてもわかりにくいと思いますが、バスにつきましては島根県鳥取県を含めまして、中国5県で約6500台程度確保されるようになっております。あわせまして福祉車両につきましても、中国地方のタクシー業者、事業者等の皆様方で確保していただける車両が、大体1800台から1900台ということになっております。それには車椅子を乗せる事が可能な車両が1800台程度、それからストレッチャーが乗せられ車両が250台程度ということになっておまして、また中国電力の方からはさらに52台ですね、福祉車両を提供いただくということで、十分な確保がされるということになっております。ただどうしてもですねこの確保がその時々で間に合わないという時にはですね、国の方からの、島根県とか、原子力災害対策本部から、それぞれに要請をかけて全国的なところに、要請もしていくということの手当がとられるという内容になってるところでございます。

続きまして今年の7月豪雨、大変な被害がございましたが、これについて様々な問題があったんではないかということで、特に現在の避難計画ではなかなか実効性が乏しいのではないかと、ということもいただいております。あわせましてやはり、実際にうまく避難できるか非常に不安であるということもいただいております。それで本日ですねお手元の方に、先ほど資料の確認をしていただきましたが、後の方につけておりますが、この原子力災害に備えた雲南市広域避難計画カッコ素案としておりますがこちらの方をちょっとお出しいただきたいと思っております。大変非常に小さい文字で記載しております申し訳ございませませんが、2枚ばかりをはぐっていただきまして、下の方に4ページと書いてあるところをちょっとお開きいただきたいと思っております。4ページのと

ころでございますが、ここに大きな2番といたしまして、広域避難計画の策定に係る経過ということを書き出しております。少し読み上げさせていただきたいと思いますが、島根県では、福島第1原子力発電所事故の課題を踏まえ、中国電力島根原子力発電所から30キロ圏域の4市、これは松江市も含まれますけど、とともに県内市町村及び中国各県、市町村の協力を経て、平成24年11月に30キロ圏外の避難先や避難ルート、避難方法等を定めた原子力災害に備えた島根県広域避難計画、これが策定されております。私どもも含めた関係4市はですねこの計画を基本として、それぞれ避難計画を策定してきたというところでございます。今回この赤書きしておりますのは、後程ちょっとご説明いたしますが、新たに今度改訂していく内容の素案を今日お示しさせていただいてるところでございます。

次の段落でございますが、島根県のその後国において新たな知見を取り入れた原子力災害対策指針が策定されたことなどを受けて、避難計画を改定し、これからも改定していくというところでございます。(文章の)また、からでございますが、これまでもし、お話をさせていただいておりますが、本年の7月30日には、この防災基本計画とか、或いは原子力災害対策指針等に基づきまして、策定されます地域防災計画、或いは避難計画の具体化充実化を図る、進めるために設置された島根地域の原子力防災協議会、これは国も含めましてまた島根県鳥取県、また関係6市、でございますが、こちらにおいて地域全体の避難計画とされます緊急対応が、具体的かつ合理的であることを確認されたと。さらに、9月7日にはですね、内閣総理大臣を議長とする、原子力防災会議で了承されたというところでございます。こういったものを受けまして今回この広域避難計画の見直しにかかっているというところでございます。この緊急時対応或いは広域避難計画でございますけど、一度策定したらそれで終わりというものではございませんで、今後の原子力防災訓練等を通じまして、継続的な改善、或いは充実化を図って参りたいというところでございます。また、雲南市の広域避難先でございますが、これは広島県の4市1町でございます。竹原市・三原市・三次市・東広島市・世羅町ということになっておりまして、それぞれの市、町ではですね、原子力災害時における避難者の受け入れに係る避難経路所、また避難所運営マニュアルというのを策定いただいております、これからも引き続きまた、顔の見える形で、それぞれの連携を図っていききたいというように考えております。今月のところで、実はこの4市1町の方へですね、ご挨拶も兼ねて改めて、副市長が出かけさせていただくと、今予定にしているところでございます。

それから先ほど避難に関しまして、新型コロナウイルス感染症の対策はどうかということも、ご意見・ご質問としていただいております。これにつきましては本年の3月にですね、島根県が策定いたしました、原子力災害時の新型コロナウイルス感染症対策対応マニュアルに基づきまして、対応を行っていくということにしておりまして、これにつきましては先ほど申し上げました、避難先自治体、受け入れ先自治体におかれまして、この内容について共有化が図られられているというところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

さらに他の質問・意見といたしまして、やはりこの避難ルートの道路ですね、道路が被災する可能性があるのではないかとというふうなこともいただいております。これにつきましては島根県におきまして、緊急輸送路上の橋梁の耐震化とかですね、落石等の危険箇所のハード整備、こういったものが進められつつあるというところでございます。また自然災害によりまして、このルート、道路が通れなくなる、通行できなくなるような場合につきましては、代替りのルートを設定するという、或いは、道路管理者におきまして道路を開いていくということ。さらにそれもなかなか困難だという、実際に避難を行うような時にはですね、それぞれの自治体もそちらの方にかかりきりになる可能性が高いですので、その場合につきましては、自衛隊等にですね支援を要請いたしまして、住民の方々を確実に避難していただくということの取り決めをしていると

いうところでございます。また島根県におかれましては、そういった形のものを含めまして、橋梁の耐震化とかですね落石対策等につきまして、島根のつなぐ道プラン2020というのが土木部において、昨年9月に策定されております。そういったものを基にしながら、今後の対応も、これからも対応して参るということになってるところでございます。

あと先般の中でですね原子力防災訓練についてのご質問もいただいております。特に内容とかですねこれまで状況はどうだったかということ。また訓練を通じまして、多くの方々に、やはり理解を含めていただく必要があるのではないかとということで、いただいております。原子力防災訓練におきましては初動対応訓練っていうものとかですね、これ本部の運営訓練等々でございます。また住民の皆様を対象とした避難措置等訓練とかですね、学習会といったものも行ってきているところがございます。大体例年ですね年1回行ってございまして、2日間或いは3日間にわたる場合もあるというところがございます。特に令和元年度でございますけど、2年前には、これは国を巻き込んだ、原子力総合防災訓練というのを行ってございまして。これについては相当な国との連携作業とか、そういったこともやりながらですね、3日間かけて、避難訓練も含めてやって参ったところがございます。本年度は令和3年でございますけど、先般の報道等もあつてご承知かと思いますが、年明けまして、来年、令和4年の2月2日に、この初動対応訓練これは災害本部対策訓練とか、通信連絡訓練とか、そういったものをして参るところでございます。また2月5日の土曜日には、住民の皆様方の参加いただく避難訓練と学習会等も行って参ります。これについては、先ほど申し上げましたように広島県が避難先になっておりますので、これまで雲南市の場合には、なかなか県外の方へ直接、実際の避難をしたことがございまして、島根県の方には、できればそういったことを今回させていただきたいということで今お願いもしているところでございます。年明けにはその辺の内容が具体的に詰まってくるのかなというふうに思っているところがございます。まだ実際にできるかどうかはまだまだわかっておりませんがそういったお願いもして参っているというところがございます。

それとあと最後でございますけど、これは三名の委員の皆様方からいただいたご意見でございますが、これまでの説明会を国とか或いは中国電力とか、説明を聞かせていただいたというところがございますけど、特にこれにつきましてはやはり原子力発電所を実際動かしていくという内容が主でございます。どちらかというところ、問題点とか、そういった、問題点を指摘するような内容とかですねそういった部分がなかなかなかったのではないかなというふうなご意見もいただいております。また特に原発のリスクやデメリットをですね、おっしゃられる専門家の方々の意見等も伺っていきたくということでございました。この説明会のあり方でございますけど、やはりエネルギー政策につきましては、国がですねやはり前面立って進めていくべきものであるというふうに思っております。特に原子力発電所の是非につきましても、安全性はもちろんのことでございますけど、エネルギーの安全保障とか経済与える影響の後ですね、特にまた、今言われる地球温暖化対策など、将来に大きな影響が出てくる問題であるということがございますので、やはり先ほど言いましたように国が、やはり責任を持ってですね、また事業者につきましてもしっかりと対応していただきたいというふうに考えておるところでございます。このことに基づきまして、責任を負うべき機関というところ、国或いは事業者である中国電力から、安全性や稼働の必要性、或いは、避難対策等の説明をいただいたというところがございます。その中、そのことに対して参加者の皆様方からご意見ご質問をいただいているという状況でございます。でもやはりこういった問題意識を持った側の説明会も必要というご意見もごもつものことだと思っておりますが、ただ、その上でですね行政は当然のことながらでございますけど、やはり公益性とか中立な視点に立った取り組みが必要であるのではないかなというふうに考えております。行政といたしまして、あくまでも事業者とか国にですね説明を求めていくということで、それに対

して皆様方から色んなご意見をいただくということだというふうに考えております。なかなか否定的なご意見とか、また肯定的なご意見をお持ちの方の、どちらかに偏った形の説明会ってのはなかなか行政としてはですね難しいのではないかなというふうに考えております。色んな場面で、そういった方々の講演会とか研修会、これについては特に個別に個々に対応される部分は全然問題ないというふうに思っておりますけど、そういったご意見、またいろいろ聞かれる中でですねこういった場面で、いろいろご意見ご質問等いただければというふうに考えております。なかなか答えになっておりませんが、そういった対応でなかなかこの安全対策協議会の中でそういった、説明会をさせていただくというのはなかなか難しいかなというところでございます。

大変に長々と口頭でわかりにくいところで申し訳ございませんでした。また正式にはですね、いただきましたものに対しては、文書にいたしまして、皆様方にお返ししていきたいというふうに考えております。また本日の資料の一番最後にですね、先ほど最初にご説明いたしました、島根県で参考資料として島根県でまとめられました主な質問とか意見、それに対する回答主旨というのがございます。これは島根県の原子炉発電対策特別委員会とか、安全対策協議会とか、或いは住民説明会で出された内容を、国がお答えになられた内容についてございますのでまたこちらの方もですね少し、ご参考いただければというふうに考えております。大変文書がなくて大変口頭で申しわけございませんでした。よろしく願いいたします。

石飛市長

はい。説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございませんでしょうか。吾郷委員さんどうぞ。

吾郷委員（公募委員）

公募委員の吾郷です。すいません。ちょっと聞きはぐってしまって、もう一度お話を繰り返しお聞きしたいんですけども、住民説明会が3回、10月のうちにあったということですけども、今後もこれはやられる予定で、おられるんでしょうか。それと、ちょっと駆け足でわからなくて、確認ですが年明けに何を、決めて何をするというふうにおっしゃっていたのかちょっと聞きはぐってしまってもう一度お聞きしたいです。よろしく願いします。

石飛市長

事務局お願いします。

中村原子力防災対策室長

まず住民説明会の件でございますけど、大きな形ではこれまで3回と今日報告させていただいております。後程ちょっとその他のところで少しお話ししようかと思っておりましたが、もう少し小さい規模でですね、説明会ができないかなということで今調整をしております。これにつきましてはちょっと時期的には今月の終わり、11月30日から12月7日にかけてですね、平日は夜から日曜日挟みますので日曜日は、午前午後という形で、各町ごと6町で1会場というような形で、少しそういった会が開けないかなということを今調整しております。11月30日と12月3日と、12月5日の日曜日、それから12月6日の月曜日、7日の火曜日ということで、また詳細等を固まりましたら、皆様方にも、音声告知放送等を使いまして、周知させていただきたいと思っておりますので、詳細等決まりましたらまたご報告させていただきたいというふうに思っております。

それと2点目の、年明けというお話したのは原子力防災訓練の関係でして、さっきお話ししたよ

うに、2月2日と2月5日にありますけど、2月5日土曜日の防災訓練、住民の皆さんが参加していただく避難訓練、については私どもの方もまだどここの場所とか、県外のどこかかっていうことも決まっていないうんですけど、ある程度のところが実際に県外まで避難訓練ができるかどうかというのは、1月年明けぐらいに最終的に決まってくるのかなというところでございますのでその辺ご理解いただきたいと思います。

石飛市長

よろしゅうございますか。

吾郷委員（公募委員）

ありがとうございます。ぜひですね、自宅に防災ラジオがない方もおられるので、ラインなんかも使って、SNSですね。そちらでも発信をぜひお願いしたいと思います。以上です。ありがとうございました。

石飛市長

はい。ありがとうございました。事務局として意見として受けとめておいていただきますようお願いいたします。

他にご意見ご質問ございますでしょうか。どうぞ阿川委員さん。

阿川委員（三刀屋町地域自主組織連絡協議会 ※代理出席）

先ほど4ページのこの素案の部分の説明がありましたけど、素案の説明ですね。4ページを見るということで4ページ見ていたらそのちょっと右を見たら、これ、6ページか。三刀屋地区で、一宮と三刀屋ということは今まで聞いてったけど、三刀屋町の世羅の方、一宮の給下が入っておりますが、これは今ここで質問するべきことではないですか。人口もちょっと、1900なんぼ、一宮が伊萱・高窪・古城で、1900なんぼになっていますかね。

石飛市長

そうしますと、避難計画の内容についてのご質問だと思いますが、次の章で避難計画を行いますので、ちょっとその説明をまずやっていただけますでしょうか。

その他、ご意見ご質問ありますでしょうか。光谷さん。

光谷委員（公募委員）

はい。失礼します。今後ですね、説明会をされるということですが、先日出雲市の顧問会議でも発言がありましたように、原発のですね、推進の説明会だけでなく、推進する際にもですね、原発のリスクについてもきちっと話をして欲しいっていう、出雲市の顧問会議での専門家の方の質問がありまして、例えば再生可能エネルギーについては、いろいろと諸問題があるっていうことを中電の人が言われておりますけれども、再生可能エネルギーだけじゃなくて、原発にも多くのリスクとか問題点があると。そういうのも、やはりきちんと説明して、両者の一長一短をきちんと説明して、説明会をしていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

石飛市長

事務局ありますか。

中村原子力防災対策室長

はい。確かにおっしゃることもこれまでも各委員さんの方からもいただいているのは事実でございます。先ほどちょっと駆け足で申し訳ございませんでしたけど、なかなか行政の立場で、問題点等も当然色々な面で言われているのは十分承知しておりますので、そういった方々のご意見なんかも当然あるということはわかっておりますが、なかなか私どもの行政の立場で、肯定・否定の方々の専門的な方といえますか、そういった方の説明会をなかなか開くのは、片方に傾聴したやり方はなかなか難しいのではないかなというふうにさっきお答えしたと思っております。

ただ色々な形でですね講演会とか、色々な研修会は実際いろいろやってらっしゃいますので、そういったところで、それぞれが内容を聞かれて、それに対して、こういった場面でこういった内容だったけどということを、言っていただくことは十分に必要だというふうに思っております。おっしゃいますので非常に十分わかりますけど、行政という立場でなかなかその部分についてはあくまでも国、或いは事業者の方からの必要性とか、安全性とか、そういったものを示していただいた上でじゃどう判断していくかというのが、実際の部分だというふうに思っております、言われることは十分に承らせていただきますけど、なかなかそういった形での説明会というのは、何かこちらで開くのは難しいのかなというふうに思っております。大変な、なかなかいい答えになっておりませんがよろしくお願いたします。

石飛市長

はい。難波委員さん、どうぞ。はい。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

ちょっと質問いたしますが、今の行政ということをおっしゃいましたが、中村室長さんでしたか、大体あなたはちょっと早口でございます。私一番末席におりまして、まず耳も遠くて、話されると、説明会の内容が分かりません。私らが十分に承知して、なるほどということが必要だと思えます。

それとそれは余分なことですが、私の感じではですね、行政というものの対応について、あなたの方の対応は、国の方へ要望するんだとおっしゃいましたが、そうすると行政の対応と言うものは、私らが言ったことを、国にお伝えになるということが主体ですか。行政の役割をお聞きしたいです。

中村原子力防災対策室長

大変すいません。早口で大変わかりにくかったということで、申し訳ございませんでした。今、ございますように、行政の立ち位置というところでは、おっしゃいますように皆さんがたのいろいろな意見もいただきながら、どういうふうにそれを私どもの判断の方にしていくかということも当然あると思っております。またいただいたご意見などをおっしゃいますようにやはり国の方とかですね、県、国の方にもしっかり要望していくことも必要だというふうに考えております。先ほど市長の方の挨拶にもありましたけど、昨日も島根県知事と周辺3市の市長との会議があった中で、やはり国に対してもしっかり言っていくんだということも話し合われておりますので、そういった部分も含めて、行政の立ち位置としましては、意見を聞く事とも十分大切ですし、要望していくことも当然大切だというふうに考えてるところでございます。

石飛市長

はい。難波委員さん。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい、大体わかりましたが、私らが入ってくる情報というものは私も専門家ではないので、新聞かテレビで聞く程度の素人判断でございまして、あなた方専門家から言えば、おかしなことを言うなと思われるか分かりませんが、結局丸山知事さんが国の方に追加回答要請しておられますよね。島根2号機の国の説明不十分ということで、何項目かをやっておられますが、この中に私らが言ったことはほとんど入るとおもうね。また、併せまして新聞報道からいきますと、再稼働やむを得ず4割超、ただし、再稼働しても、最終的にはこういう危険なものは、やめた方がいいじゃないか。今、せつかくやりかけておられるわけですから、ある程度、エネルギーの観点、産業政策の観点からして必要なことではございますから、そんなに今即刻やめるといふものではないに、再稼働はやむを得ずというのが4割でできれば、できるだけ早く再稼働、それから、できるだけ早く廃止しようという案ですね、これが新聞に出ております。だから推進していることも大事ですが、こういう危険なものに代わる、エネルギー政策というようなものも考えられませんか、私らが、まあ加茂は三次でいいようになっておりますが、私は広島、東広島に行かないけれども、避難というのが非常に難しい。国にも要望しておられるから、今私が言うことがすべてあなた方が回答できることばかりじゃないと思いますので、この辺の速やかな対応と、30キロ圏域にありますし、そのことと行政が国に言うことだけということをやりますが、万が一あった場合に避難の指示、計画、命令統制、誰が責任もって避難を出すか。各自自治体で自主組織というようなものがありますが、どういうふうな形態の指揮命令権が住民に速やかに伝達され避難できるか、はっきりする事が大切だと思います。こういうところがですね、私どもが非常にまだはっきりわかりませんので、このような部分を含めまして今後研究されると思いますが、ご回答をお願いしたいと思います。

石飛市長

はい。先ほどのところ、国の方へですね要望するという回答をしてきております。その上でのご意見としてまずは前段の方は受けさせていただきます。あとは避難計画につきましては先ほどちょっとお話ししましたが、この後、雲南市の避難計画をご説明する時間をいただいておりますので、ちょっとまたそれをお聞きになった上で、またご質問をいただけると幸いです。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい。ありがとうございました。

石飛市長

その他、ご意見ご質問はありますでしょうか。はい、田中委員さん。

田中委員（公募委員）

先ほどの関連でちょっと意見を言いたいんですが、私も住民説明会に先日、加茂の方へ出まして、その住民説明会に参加された方から聞いた率直な感想なんですが、話が難しく正直わからなかったと。専門用語で1ページの説明が大体10秒程度で次々と進んでいくので、住民に理解してもらおうという気があるのか疑問だ、というふうな声を聞きました。先ほどから言われているように、理解できたのは質問される内容だったが、その答えは納得できるものではなかった、とのことでした。避難範囲の30キロ設定の根拠の質問が出てそれに答えがあったんですが、何となくやむやみにされたような感じがして、わかりにくかったんじゃないかと思えますけど。それ

で、これまでこの安対協にしてもですね、安全対策をとったとか、避難計画を立てた。それで不十分な問題ってのは今後対策をするから安心してくださいというふうな、話をずっと聞かされてきてるわけですね。私などの専門知識に乏しい者にとってはですね、不十分な問題点というのがよくわからないわけですよ。

そこで、当事者だけではなくて、第三者の方でこういう問題に詳しい方からも話を聞いて、理解を深めていきたいというのが私の思いなんですよ。それで例えばですね、法政大学で環境政策を教えておられる上岡直見さんという方は、島根県についてのシミュレーションを行うなど、原発避難については大変詳しい方で、住民の目線に立って、わかりやすく丁寧に説明されているというふうに思っています。ぜひともですねそういった方を呼んでですね、知見を深めるというふうなことをやっていただきたいなど。先ほどから出てきているのはそういうふうな問題じゃないかと思うんですよ。それで、やっぱり住民の皆さんには丁寧に説明して理解をしていただくというふうにずっと言われてます。事故時にですね、住民の皆さんに及ぼす影響というのは、その覚悟や対策をしっかり理解していただく必要があると思っています。そして、安対協もその責任の、一端を担っていると思うので、そういう責任は私達もあるので、十分にその理解ができるような、そういう説明会をやっていただけたらなというふうに思います。以上です。

石飛市長

ありがとうございます。ただいまはご意見としてのご発言ということ受け止めさせていただきます。はい。その他ございますでしょうか。ご質問ご意見。はい、吾郷委員さんどうぞ。

吾郷委員（公募委員）

すいません。田中さんの補足といいますか、ここにいる皆さんがどういうふうな気持ちでいてこの説明を聞いているかわからないですけれども、多分、多くのここにおられる方は、市役所の方を責めたいわけでもなく、個々人の皆さんを攻撃したいわけではないんです、決して。なのでここで対立のような、会話や対話をして、全くの無駄な時間だと思うんですよ。今、国であったり、県であったりから、かなりのプレッシャーをかけられているかとは思いますが、私たちは、やっぱり命を考えてここに座っているわけなので、みんなで一緒に考えていきたいという立場で、そういうお願いをしています。なので、皆さん個人を責めているわけでは決してないので、そういう住民が多いということで、1度そういう専門の方を呼んで会議を開いてはいかがでしょうか。以上です。

石飛市長

事務局ありますか。

中村原子力防災対策室長

先ほど市長の方もちょっと申し上げましたように、少しその辺検討はさせていただきたいと思っています。それが本当にできるかどうか、私どもも少し内部的に考えていかなきゃいけないとこだと思っていますので、少しその辺については、ご意見等含めて、伺わせていただきたいというふうに思います。

石飛市長

いずれにしても疑問に思われている点、わからないという点についてはですね、ぜひご質問として挙げていただいて、今回島根県がこういう形でまとめていただいて、中でもまだやっぱり疑

問点があつて、新聞にあつたようにですね、それをさらにまた国に上げて明らかにしていくと。なかなか、国の説明がわかりにくいというのは、専門的であるというのはおっしゃる通りな部分がございます、それがわからないからこそ質問をあげて、しっかり国に説明をしていただくと。こういうのがまず第一歩かなというふうに思っております。この場合もですね、そういう意味でわからない点等ございましたら、遠慮なくご質問、ご意見いただければというふうに思っております。

その他ございますでしょうか。はい。そうしますと次の議題にまず移らせていただきまして、また後程、まとめてご質問等の時間を取らせていただきます。

続いて議題の2、雲南市、広域避難計画の概要について説明をお願いいたします。ゆっくりお願いいたします。

2. 雲南市広域避難計画の概要について

中村原子力防災対策室長

それでは続きまして雲南市広域避難計画概要というのを、この縦長の分でこちらの方ご覧いただきたいと思ひます。今日お手元にお配りしております広域避難計画の素案につきましては、なかなかちょっと内容を全部説明すると大変ですので、なるべく簡単な概要版ということで、これを作っております。これにつきましては安定ヨウ素剤の事前配布議会の時の資料とかですね、原子力防災訓練の原子力防災学習会の、そちらの方で使わせていただく資料でございますので、極力一般の方にも分かるような形のものに作っておりますので、こちらの方でご説明をさせていただきます。スライドはですね、上下にちょっと分けたものを一緒に印刷しており、ちょっと小さいところもあるかと思ひますが、お許しいただきたいと思ひます。また前の方にスライドの方も出してありますので、お手元の資料と両方ご覧いただきたいと思ひます。

最初にですね原子力災害時の雲南市広域避難計画の概要についてでございますが、最初に下の方、スライド番号右下に1つとなっております。下の方に1ページのとこ見ていただきたいと思ひます。まず原子力災害というものはどういったものかということで改めてここで話すのもどうかと思ひますけど、原子力発電所の事故等におきまして、放射線や放射性物質の異常な放出により生じる被害ということになります。ただしですね、自然災害とは違っておりまして、特に放射線につきましては、目に見えない、におわない、肌を感じないというようなことで、被害の状況がなかなか自分では判断しにくいといった特徴、特性があるということになってございます。ですのでそのような特性があるということですので、先ほど避難の指示とかという話もございませうように、国、或いは県、市からの、お知らせを確認いただいた上でですね、冷静に判断いただくこと、そちらの方が大切になってくるというように考えております。ここにありますが災害発生時のイメージ図になっておりますが、事故等によりまして、原子力発電所から放射性物質が大気中に放出されますと、放射性プルームという雲が発生して参ります。これについては、ここにもいろいろ書いております。キセノン133とかいろいろございますが、これはご覧いただきたいと思ひますけど、こういった放射性物質を含んでいるものでございます。この放射線をですね、直接受けますと、呼吸されることによって、体内に入ってくると。または雨などと一緒に、地表に降りまして、農作物であつたり土壤汚染する被害が発生するということが言われております。

続きまして、次のページをお願いいたします。スライド2でございませうが、この図につきましては、放射線による被ばくについて示したものでございませう。大気中に放出されました放射性物質から、直接体の外から受けることを、外部被ばくという言い方をしております。また呼吸であ

ったり汚染された食物の飲食等、或いは傷口の方からですね、侵入することによりまして、体内に放射性物質を取り込むことについて受ける影響を内部被曝という言い方をしております。

こちらはですね、先ほどの広域避難計画の中でも示しておりますが、島根原子力発電所ございますが、同心円で円を示したものでございます。最初にご質問いただいた意見等の中でもちよっとご説明いたしました、原子力発電所から概ね5キロ圏内、これをPAZという言い方をしております。また、5キロから30キロ圏内、私どもの方になりますけど、UPZという言い方をしております、こちらはですね、緊急的防護措置を準備する区域という言い方で言われております。ちなみにPAZについては、上の方書いとりますが、予防的防護措置を準備する区域という言い方をされております。

次に、先ほどちよっとご質問ございました、UPZ区域をですね一覧にしたものがこの表でございます。大東町、加茂町については全域、それから木次町につきましては、温泉地区以外の全域ということ、それから三刀屋町につきましては、三刀屋地区と一宮地区がこの30km圏内、UPZの区域内に該当するということでございます。

ここからはですね、原子力発電所におきまして事故等が発生した場合でございますけど、事故の進展状況により段階的に行う防護措置という、ちょっと難しい言い方しますが、どういった対応をすべきかというところでございます。まず、上からですね見ていただきますと、警戒事態ということになります。これについては、例えば松江市で震度6弱以上の地震が発生した場合、或いは大津波警報の発表があった場合、また、原子炉施設に重要な故障が起きた場合等を指すものでございます。この段階ではですね、5キロ圏内、PAZ圏内につきましては、避難等の準備が開始されてくるところでございます。また雲南市を含みますUPZ、30km圏内につきましては、この時点で、小学校、中学校の児童さん生徒さん、或いは幼稚園、子供園、保育園の園児さんは帰宅するというようになっております。自宅での受け入れや、お迎えをお願いすることになるということになって参ります。また住民の皆様には、音声告知放送と書いておりますが、この10月から、防災無線を運用開始しておりますので、基本的に防災無線や或いはテレビ、ラジオでお知らせして参るという形になってくると思っております。次に、二段階目の施設敷地緊急事態でございますが、これにつきましては原子炉停止後、炉心を冷やす機能が喪失した、失われた場合などに事故が拡大する可能性がある場合を指しているところでございます。この時点ではですね、UPZ圏内につきましては、屋内退避の準備をお願いするようになって参ります。具体的には、屋外からですね屋内の方に入ってくださいまして、無用な外出は控えていただきますとともに、国、県、市の指示を確認いただきまして、特にですね、窓に目張りをするとかですね空気が入ってこない形になるべくとっていただきたいということで、窓に目張りをしたり、水や食料の備蓄の確認などの準備を行っていただきたいと。いうところでございます。最終的に、今度は一番下ですが、全面緊急事態。これにつきましては、原子力発電所ですねすべての交流電源の喪失、或いは原子炉への注水機能の喪失など、放射線の影響が生じる可能性が高い状態ということになった場合を指しているところでございます。この場合には住民の方々には、直ちに自宅や近くの建物の中で、屋内退避をしていただくということの指示が出て参ります。

先ほど言いましたまではドアを閉めまして、換気扇を止めたりいたしまして、外から空気が入らないようにすることが大事になってくるというところでございます。放射線をなるべく遮へいしていくということで、外部被ばくを防いでくる効果と、放射性物質から離れるということで、内部被曝なるべく起こらないということで、ただ外からお帰りの際には、衣服や体の汚染を取っていただくということも必要になって参ると思っております。これが段階的な先ほどのお話でございます。今ちよっとお話しましたように、外出を控えていただきまして自宅やですね職場などの建物に入ってくださいまして、特によく言われます複合災害ですが、特に地震など

の複合災害等で、なかなか自宅での避難、退避は難しいということになりますと、最寄りの公共施設と、こちらの方に入っていただくということになるかと思っております。建物の中ではですね何度も似たようなことを申し上げますが、ドアの窓を閉めて、エアコン、換気扇と止めていただきたいとエアコンってのは外気導入ですとか空気を入れるということがありますどこで止めていただきたいというところがございます。また外から帰られた時にはですね、着替えて顔や手を洗っていただく、着替えた服等ですねビニール袋に別に保管していただくというような形で、区別をしていただきたいということが出て参ります。また放射性物質による汚染を防ぐためにですね食品等については、ラップとか蓋とかをしていただくということになって参ります。また、やはり情報を得ていただくということが必要になりますので、特にテレビとかラジオなどで、から新しい情報をいただきたいということが出て参ります。

さらにですねこのスライドはですねさらに事態が進展した場合ということでございます。放射性物質がですね、原子力発電所の外、外部に放出された場合についてのご説明でございます。これまでですね、UPZ30キロ圏内につきましては、屋内退避ということで屋内に避難したりしていただくということになっておりますが、放射性物質のが放出された後ではですね緊急時モニタリングといいまして、モニタリングポストであったりですね、車付いた、走行サーベイという、そういう車もございますので、そういったもので、あらゆるところの放射線量をはかって参ります。この場合、その放射線量が基準値を上回ってくるような場合につきましては、国から県や市を通じて、避難、或いは一時移転をお願いしていくことになって参ります。この指示につきましては、色んな情報伝達手段をとっていきたいと思っておりますので、緊急速報メール、エリアメールとかですね、或いは、防災無線であったり音声告知放送、テレビ、ラジオ、広報車、色んなものを使ってですね複数の媒体を介して、皆様方にお伝えして参るという形を考えております。避難対象区域の住民の皆様につきましては、自家用車やバスなどで警察など誘導にしたがっていただきながら、あらかじめ決められた避難ルートで、避難をしていただくということになって参ります。

次に先ほど簡単に避難とか一時移転という言い方をしておりました、若干この避難していただくというのと、一時移転の意味合いが異なって参りまして、こちらをご覧くださいますと、避難、一定の被ばくを受ける可能性がある場合取る分措置では対応策でございますけど、放射性物質または放射性の放出される元から、離れることによって、被ばく低減を図るということになっております。避難につきましては、特に空間放射線量率っていうものがございます。それを測るわけですけどそれが高くなってる場合に、また、非常に高くなる可能性がある場合に、早くその場から離れていただくということでございます。大体これについては1日程度以内で行うという形になっております。一方で、一時移転でございますけど、これにつきましては、緊急の避難が必要な場合に比べまして、まだ放射線量は低いという時でございます。ただし、日常生活を続けていく上でですね、無用な被ばくを下げっていく必要が、低減する必要があるというために、一定の期間のうちに、その場から離れていただくというのが1時点ということになっております。ここでは大体場所と特定されてから、大体1週間程度内に対応していただくということになっているところがございます。

続きましてですね、これについては先ほど来もお話をしておりますけど、雲南市を含む県内4市の避難先を地図で表したものでございます。雲南市につきましては、先ほど申しあげましたように広島県の4市1町ということで、こちらの図面では、黄色で塗ったところですね、赤で枠を取ったところ、こちらの方に移動していただくと、避難をしていただくということになっております。

こちらの方、次のがですねスライドの10でございますが、こちらの方が、雲南市の避難先地

域を地区ごとに示したものとなっております。先ほど来ではございますけど、大東町については東広島市、加茂町については三次市、木次町については三原市、三刀屋町の三刀屋地区については世羅町、一宮地区は竹原市でございまして、先ほどご質問いただきましたところで、さっきちょっと記載がおかしくしておりましたので三刀屋地区と一宮地区で、三刀屋は世羅町、一宮地区は竹原市ということで、先ほどの広域避難計画については、ちょっと地区を入れる場所が違っておりましたので、訂正させていただきたいと思っております。

この図はですね避難指示が出た場合の避難の流れを示したものでございます。まず一つ目です。ですね自家用車で避難される方につきましてはですが、あらかじめ決められた避難ルートを通っていただきまして、避難先地域に開設される、避難経路所というところを経由して、避難所へ向かっていただくということになります。この避難経路所というところでございますが、なぜこういうものを設けるかというところでございますけど、これにつきましては、やはり受け入れ先自治体の避難先をご準備していただく時間をかけていくこと。それから、一旦、よくわからない知らない場所でございますので一旦よく分かりやすいに目印なる場所に、車が停められてバスが停める場所、広い場所を確保して、そこでまず、どこの避難所に動いていくかを、分けていくという形になるために、間に一つ、避難所の前に避難経路所というものが設けられているところでございます。次に自家用車で避難ができない方につきましてはでございますが、一時集結所というところに集合していただくことになっております。こちらでは、バス等を準備いたしまして、集団で同じく避難経路所の方に向かっていただくということになっております。それから、あと社会福祉施設に入所等の方でございますけど、特に介護が必要な方とかにつきましては、バスとか福祉車両などを使いまして、先ほどバス何台とか福祉車両何台というふうに申し上げましたけど、こちらを使ってですね、避難先地域に開設されております広域福祉避難所、というところへ入所か介護される方、介護が必要な方に対応した避難所そちらの方に向かっていただくということで、こちらについては、先ほどの避難経路所を経由せずにですね、直接福祉避難所の方へ移動していただくということになって参ります。それと次に病院に入院中の方等でございますが、これにつきましても同じように、福祉車両で直接避難先の病院へ向かっていただくというような形になっております。この図ですね真ん中に、青色でですね、対避難待機時検査というものが、場所は1ヶ所ございます。避難ルートの途中でですね、この検査場所を設置します。ここではですね放射線の測定器などによる検査を受けていただくということになっておりますので、必ず一旦ここはどういった方々であっても、通って検査をしていただくということになって参ります。

先ほど来申し上げております車等で避難ができない方の一時集結書を示したものでございます。できるだけですね建物の中に入らせていただけるような施設を設定してるところでございます。この一次集結所におきましてですね、基本的には、聞かれたこともあろうかと思っておりますが、安定ヨウ素剤、というものを緊急的に配布していくという形になって参ります。ただこの一時移転の時にはですねまだ放射線量がそう高くない時期でございます。場所を特定して、そんな高くない時期に移動していただくので、まずそこで受け取っていただく。そして検査をしていただく。そのあと検査もしていただくというような流れになってくるところであります。

次にですね、これは地区ごとの先ほど来申し上げております、避難経路所の場所でございます。特にやはり学校とかですね公園などの一定の車の台数が駐車できる場所、施設が予定されてるところでございます。避難されます方は先ほど少し申し上げましたように、避難先で開設されます避難経路所にまずご集合いただいて、そこからご案内する避難地の方へ、移動していただくということになって参ります。

この次のスライド14でございますが、これについては、避難される場合の途中に開設いたします、検査をしていただくところ、避難退域時検査場、場所を地図に示したものでございます。雲

南市はですね何本かの避難ルートがございますけど、まず、検査する場所については旧福野小学校、それからさくらおろち湖周辺、道の駅さくらおろち湖周辺ですね。それから道の駅たたら壺番地。それから吉田の総合センターの周辺、それと道の駅掛合の里、そういったところで、候補地として検査をしていくということになっております。

これ避難退域時検査場所での検査の仕方でございますが、まず放射線測定器を使いまして、まず車ですね車両から、体、衣服などに放射性物質がついてないか汚染されていないかということを検査して参ります。この検査で放射線量が基準値以下であることを確認されましたら、検査年月日と、いつ検査しましたということを記載しました検査済証、これを交付することになっております。それをもって、避難先の避難経路所に向かっていただくと、ということは逆に言いますと、避難経路所でこの検査済証がないとですね、受け入れてもらえないという、ことになって参りますので、必ず避難の場合には、退域時検査を受けていただいた後に移動するというところになっております。

これは避難退域時検査の際にどういったことをやってるかというのをちょっと写真をつけさしていただいております。ここではですね車両のまず車の検査を行います。最初に車両の皆さん方、車両に乗られたままで、車両用のゲートモニターというものがございますので、そちらを通過していただくということで、指定箇所というものを検査いたしまして、汚染があるかないかを確認していくということになっております。この時点で、ゲートモニターで基準値以下の場合につきましては、もうすぐ検査済証を受け取っていただいて避難経路所に向かっていただくわけなんですけど、ただこの車両のですね検査で基準値以上ということが出た場合については、また詳細の確認検査を行うということにされております。必要に応じまして、車の拭き取りとか、水による洗浄を行って参るというところがございます。

次にですね、この車の方がですね、車の検査で基準値以上であった場合には今度は乗ってらっしゃる方の検査も行っていくところがございます。まずどなたか代表の方の頭とか顔、手、靴の底、この辺りの指定された箇所を検査して参ります。ここで基準値よりも以下であればですね、検査済証を受け取っていただいて、避難経路所の方へ向かっていただくわけなんですけど、もし代表の方に、検査結果が、或いは基準値以上であったという場合につきましては、同乗者全員も同様にですね、検査をしていただくということになっております。

次はですね、検査の結果、放射線量が基準値以上だった場合のところですけど、この場合にはですね、着替えであったりとかですね拭き取りであったりとか洗浄、という形で、簡易の除染を行うと、汚染を取り除くということですね、除染を行うということでございます。この簡易除染の結果ですね基準値以下になればな、同じような形ですけど、検査済証を受け取っていただいて、経路所に向かっていただくということになっております。

次はですね、避難される際の注意事項というものをここに5点ばかり書き上げております。まず、服装についてでございますが、帽子、なるべく旗を出さないということですので帽子、長袖シャツとか長袖、長ズボン等着ていただきまして、サンダル履きではなくて、やはり靴をとか履いていただいて、マスクをつけていただくということで、極力、肌を露出しないという形になって参ります。そういったことをご注意いただきたいというふうに思っております。これはですね、やはり先ほど言っております外部被ばくとか内部被ばくということにして、外でなるべく外部、肌にあたっていない、或いは吸い込んでいないというようにするというところで、そういったことを心がけていただきたいと、いうことでございます。また同様にですね、車に乗る前には、靴裏の汚れを落としていただくということ、或いは車に必要以上にさわらないということ。それから車の窓を閉めてエアコン外気導入じゃなくてですね、内気循環を使わせていただくということで、それから申し持ち出させていただくものについてはですね、袋などに入れて、梱包していただく、

個別に持つのではなくて、一緒になるべく、かばんとか袋の中に一緒に詰め込んでもらうというような形が、注意をいただきたいというふうに思います。また避難する間ですね、家を空けることになりますので、身の回りのものとか、貴重品とか、衣服、生活用品など日常的に必要なものについては、準備していただきたいということでございます。

それと先ほど色んな形で広報とか情報を提供いたしますと言いました。こちらの方見ていただきますと当然、テレビとかラジオとか、それぞれホームページだったり、防災メールとかそういうものを確認をしていただきたいと思っておりますし、また広報車とかですね、複数の手段を使って皆様方に情報を届けて参りたいというふうに考えております。ここにも書いております島根県も雲南市も防災メールを持っております。島根県につきまは島根防災メールというのがございます。また雲南市は、もうお使いいただいている方も多くいらっしゃると思っておりますけど、雲南市安全安心メールという独自のメールを準備しておりますので、そちらの方もまた使っていただきたいということです。これは原子力に限らずですね、風水害であった地震だったりそういった防災情報、或いは気象情報とか、緊急的な重要な情報等も、携帯電話やパソコンなどのメールで受け取っていただけるというサービスでございますので、まだであれば登録手続き等も行っていただきたいと、いうように考えてるところでございます。

そして最後になりますが、こちらはですね今年からスタートしたものでございますけど、島根県が作られました、島根県の避難ルートマップというものになっております。現在、公開がされておまして、これはスマートフォンとかパソコンとかでも見いただけますので、出発点を出していただきますと相手方が出てきて、どういったルートがありますって基本的にですね2ルート、さっきも言いましたが、何かの際には変わりのルートが必要になりますので二通りのルートが出てくると、いうような形になっております。また間で検査場所とかっていうのも表示されるようになっております。

そういったことで、また何かの機会にこういったものもご覧いただければというふうに思っております。なかなか具体的内容は細かくお話はできませんでしたが、これが広域避難計画の大まかな概要でございますので、よろしくお願いたします。

石飛市長

はい。説明が終わりました。委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたらよろしくお願いたします。はい。細田委員さん。

細田委員（雲南市議会）

議会から出ております細田です。一つは先ほどから意見がが出ております、専門家の話を聞くという話なんですけれども、議会としては、今日の議会運営委員会で専門家の意向を聞こうということを決めて、何回なのかわかりませんが、とりあえず11月30日に、原子力問題に取り組んでいるNPO法人の方から、賛成反対ということを担当ではなくてですね、審議のあり方についての指摘、こういったところが必要だという指摘を受けるという立場でですね、研修をしていきたいというふうに思っております。ぜひですね、安対協にもそういった幅広い知識、知見というのをですね、やっぱり全員が共有した上で、色んな意見言うことは大事じゃないかなと思っております。なかなか行政としてそういうことができないという意見もございましたけれども、例えば新潟県辺りはですね専門家を交えて、本当に批判的な意見も含めて、やっておりますので、県並みのことはできないにしても、雲南市としてもやっぱり専門的な知見は大いに取り入れて行くべきじゃないかなと思っております。

それから避難計画につきましても同じでして、行政の説明がありましたけれども、例えば、U

PZ、我々は30キロ圏内で5キロ圏外ということになって、例えば屋内退避とかですね、それを例えば夏に事故があったときに、エアコンを止めて家の中に居ろなんていうことはできないわけですし、そういったことがですね実際にその計画されているということ自体がちょっと、実効性がない避難計画なんです。そういったことをですねやっぱり検証していくってことはぜひですね市もやっていただかないと、県がこういう計画だからということではやっぱ私は駄目だと。国もこれで、計画だけだということではやっぱ私は、だめだというふうに思っています。安全な時に逃げるんだけど、放射能が入らないように、エアコンを止めなさいなんてそれは安全でないからエアコンを使わないわけでしょ。外から放射能が入ってくるからですね。本当矛盾してると思います。それから、危なくなってから逃げるって言うてもその、一時避難所に行ってますね、住民の皆さん防護服も何も来てないわけです。どうして安全に一時集結所に集まって避難するのかということですね。そういったことも少し現実的な問題として考えていただいて、色んな避難対策の指摘を受けながら、住民に説明していただきたいというふうに思います。非現実的だいうことは皆さんおそらく説明を聞いて感じておられると思います。以上です。

石飛市長

はい。事務局から何かございますか。

中村原子力防災対策室長

いただきましたご意見については先ほど申し上げました最初のところは、そのように検討して参りたいということは、お話をさせていただきまして、避難対策の関係でございまして、先ほど少し申し上げましたように、確かに住民の皆さん、防護服あるわけじゃありませんし、検査を行う職員とか中国電力さんもそういった所へ関わられますけど、そういった方はそれなりの格好をして、確かにやっているというのは現実でございまして、ただ一時移転の指示が出る段階ってというのは、まだまだ被爆する可能性がないときに、一応そういった地区を特定して、避難指示や一時移転の指示が出て参るところでございまして。それで例えば、なるべく肌を出さない形で、そういった服装でお願いをしたいというところでございまして。

それとUPZの関係でも屋内退避の点、確かに現実的ではないと言われる部分も絶対ないというわけじゃないですけど、ただこの屋内退避っていうのがですね、決められたのが、これこそ福島の関係で、福島の場合はそういった具体の部分がほとんど決まっていなかったというときに、避難地域もどんどん拡大していったということで、結局、いっぺんにその渋滞が起きてしまったということもあってですね、それで被爆される方もあったということがあって、やはりそこはまだそれほど放射線量が高くない時期に移転してしまいますけど、その部分はなるべくそういった、一斉に動いた時、渋滞を起こした時に、そういった被ばくというのが起こってもいけないということで屋内退避ということが言われていると、段階的な避難ということが言われているというところでございまして。特に、さっき言いましたように、相当色んなものを止めてください、外気導止めてくださいって言うてるんで、現実的でないと言われる部分もあると思うんですけど一応ですね、示されてる部分といたしましては、日本の場合にはあんまりコンクリート建物ってあんまりない、普通の家庭はないと思うんですけど、コンクリート造りの建物ではですね、内部被曝、吸い込む分の量は大体95%ぐらい低下させることができると言われてます。しっかり屋内で締め切っておればですね。それから、当然多い木造家屋ですけどこれについては75%程度が、低下させることができるということは言われております。また外からの外部被ばく、これについても、色んなものによりますけど、大体、木造家屋では全体的に4分の1程度、或いはコンクリート建物では20分の1程度に抑えられていくというふうに言われているところでございまして。な

かなかこの辺については専門的な分野もございまして、やはり私どもは、今日もご質問がありましたけど、どういった場面でどういった指示が出てくるのかということをございましたけど、やはり国、県等を通じて、特に国の原子力災害対策本部、それで島根地域にできてくる現地対策本部、そういったところからの指示を受けて、色んな対応を図っていくという形になっておりますので、そのあたりは、特に避難計画については、最初に申しあげましたように、1回作ったら終わりではなくてですね、色んな課題をいろいろと協議してご意見いただきながら、その課題を少しずつなくしていくと、それが実効性に近づいていくというものだというふうに思っておりますので、そういった取り組みを今後も続けていくべきというふうに考えてるところでございます。

細田委員（雲南市議会）

実効性を高めていくというのはいいんですけど、いざ事故が起こった時は避難するわけで、それは実効性を高めていく等という問題じゃなくて、実効性あるものにしなきゃいかん。本当にそれがどうあるべきかというのは、きちんとやっていかないと。事故が起こったときに実効性がない、防災訓練等ですみませんでした、というわけにいきませんのでね。それは実効性があるもんじゃなきゃいかん。それはやっぱり住民の命を守るために、そのためにどうするかいうことを行政は考えなければいけないです。実効性を高めていくことだっていうことで、要は実効性という事は、責任を逃れられるんですよ。実効性のあるものを作らなければ、ということ強く申し上げておきたい。

石飛市長

はい。その他ございますでしょうか。それでは、小林委員さん。

小林委員（木次町地域自主組織連絡協議会）

木次町地域組織の小林といいます。地域自主組織から、会長が委員ということでここに出かけておりますけれども、なかなか地域自主組織という一つの住民そのものの組織なので、なかなか原発再稼働云々のところの意見を言うのは非常に難しいなと思いつながら参加してはるんですが、現在の今お話があった広域の避難計画についてですね、実際にはこれが一番地域としては関心の高い項目でして、何年か前にこの避難計画が出て、木次町は三原市で、という話が実際には出たのが何年、六、七年ぐらい前かなと思うんですが、実際に今は多分そんなことはないと思うんだけど、その時に三原市へどうやって行くんだとか、そんな本当に行けるかということで、実際に行っても受け入れてもらえるのか、とかいろいろな話が出てきました。それで私は木次の木次地区ですので、さっきの避難計画の中の木次。そして、私は新市なんですが、下熊谷とか八日市とかそれから三新塔があるんですけども、実際に三原市ってどういうところかとかいろいろ話しまして、三原市に連絡をとりました。三原市へ私達が行くことになっているけど、どうですかっという、当初、そんな話聞いとらんとか支所なんかみんなそんな感じだったので、これ駄目じゃないかということで、木次が三原に行くという事を説明して確認してもらおうとそれが本当だったと。

実際にそういう状況のところでは、実際にその数字が、千人単位で出てたんですけど、全員が避難するってことまずないとは思いつながら、本当にいけるかというのが、すごく不安になってですね、実は八日市の地域づくりの会は、もうすぐやるとか言いつて何やるって言つたらもう、みんなで行つたんですよ三原市へ。三原市へ行って、私達に来ることになるけれどどこ行くんだと、見に来たといつて言つたら、追い返されるかと思つていたら追い返されなくてですね。それから3年間ぐらい、毎年交流会をやつてですね、向こうの防災訓練にも参加したりしてですね。一緒

にやろう、避難の際は頼むみたいな話をしたんですが、行くことはないと思うけどもと言いながらやったんだけど、実際にこれ自主組織がやることじゃないと僕は思ってるんですよ。ですけど現実には、それから何年もこの計画進んでるので、おそらく受け皿になってる多くの自治体、県外の自治体については、この島根県や国からも流れが来てるのでおそらくそこんとこの下話からすべて詰めてあると思いつつ、以前、福島ナンバーに石投げられたっていうのがあったんだけど、そんなことがないようにと思って実際には、自主組織で実際にバスに乗って出かけていったんで本当に二十何人で出かけて行ってですね、向こうもびっくりしたけども、でもそれが縁で結構交流活動やってこないだの先般の、三原の集中豪雨でも義援金を送ったりとか、そんなことやってきてるんですが、もう本当にそれが不安です、正直言って。

でもこれ、もちろんこれ再稼働ありきでのこれはプランなので、そこへ戻るとまた違うことになるんですけど、実際に原発のこの事故があつてはならないと言いつつ、あることを想定しなきゃいけないという現実をどう踏まえるのか。私達は住民として、自主組織としてやっぱりまとまって、行ったときにきちんと受けてもらえるのか。それから、いつ行くかわからないわけですから、行かないかもわからないし、今はこういうもこういう雰囲気の中にいるので、おそらく、向こうの自治体とも色んな連携取れるけど、10年後になって、そんな話、誰も知らないって言う様なことでは困るし、今の雲南市自主組織のほとんどはですねこの広域避難訓練、県が主催している避難訓練にほとんどの自主組織は、体験参加をしてるはずなんですよ。大体してると思う。全部とは言わないけど、私も参加しましたが、木次町はほとんどの自主組織みんなこの広域避難訓練の参加をしてますので、今日の流れは大体みんな知っています。住民の多くは知っています。お弁当もらって帰って喜んでたやつもおったんだけど、実際にはですね、体験をしてもそんなにリアルの体験という感じじゃなかったけども、やっぱりある程度、さっきの細田議員さんのお話にもあったけども、システムを作るとか何とかこうは言えるけども、実際動くのは人なので、動く人が、住民がそういう、私の役目といえどもそんなだけけれども、やっぱり音頭取りをしていただいて、指導していただくのが行政であるし、私たちが安心して避難ができるかっていう環境づくりは、もう定期的にとか、やっぱりしっかりやって、連絡を取り合ったり、結構多くの自治体があるので、そういう関係を作っていただきたいなど。特に自主組織という、私たち今自主組織参加してるんですけども、組織の会長がみんな参加してるんですよ。会長として行くように言われるとね、本当は言えない、正直言って。けども、なんか、住民を安全にというこのプランが本当に、使ったときに、計画立てていたから上手くできたね、みたいにならないといけないなと思ってちょっと心配してるんですよ。それはもうお願い事です。以上です。

石飛市長

はい。ありがとうございます。ポイントありますか。

中村原子力防災対策室長

先ほど小林委員さんからありましたように、今日ちょっと最初のところでも説明させていただきました。実はですね、以前は内閣府、島根県、広島県さんと、各避難先自治体、全部回ってました。その当時はですねまだやはりあの、今日言ったようにマニュアルもできてない状況であつたりですね、相当島根県側のご尽力で、今基本的に私どもが行かせてもらうところについては、その受け入れマニュアルもでき上がってきておりますし、それから自治体の皆様方とも話をする機会もあるということで、事務方も、年1回は必ず顔を合わせる、或いは今できませんけど、コロナのせいで、Web会議とかで顔合せするような形もしております。今日もお話しましたように今月のところで、本当はちょっと市長に行ってもらいたかったんですけど、なかなかちょっと、

都合がつきませんで副市長の方が関係五自治体にご挨拶にさせていただいて、顔を合わせて、そういった形で活動していくようにしております。それと広域避難計画、実際言われる通りでございまして、実際にやはり安全性の部分とか技術的な部分とかは、これは国とか、或いは事業者が、責任を持ってやるべきことだと思っております。私ども自治体としてやることは、やはり住民の皆様のために、じゃあ何ができるかというところの避難対策とか、そういった部分は当然やっていくべきだというふうに思っておりますので、色んな訓練も含めて、それから皆様方と一緒にそういうことをやりながら、そういったものを積み上げていく必要があるというふうに思っております。おっしゃる通りでそういったものを定期的にやっていくべきだというふうに思っております。ただ実際にですね、防災訓練で県外、広島県の方で行ったことはまだ無くてですね、まだ模擬的な訓練だけをさせてもらっておりますので、極力、今回の防災訓練では、実際にそちらの方へ行って、相手の方も含めて、訓練ができるような形が一番やりたいなというふうには思っております。以上でございます。

石飛市長

難波委員さん、どうぞ。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

ちょっとお尋ねしますが、この今ご説明いただいております情報伝達手段ですね。雲南市の場合告知放送、ホームページ、それからスマホ等、かような物の情報機器がみんな使えるかどうか。一方的に情報伝達されても、おそらく、そういうことができない人がたくさんいると思えますよ。

それと、これは任意のものか強制のものか。このスマホを見て逃げてくださいと言われても、それは強制的な命令であるか、逃げなくてもいいものか。法的な根拠がどこにあるか。もしこの撤去命令に従わない人がおったり、或いはスマホ、或いはホームページが見ることができない人がおそらくほとんどだと思いますよ。特に年寄りなんか、無理だと思います。この情報伝達方法を誰が出すか、それに従わないものはどうなのか、このことと、それから30キロ圏域に入っておらないのは、吉田と掛合がありますよね。雲南市では、なぜ吉田と掛合に避難することができないか。なぜ広島の方までいかないけないか。まだ時間があるんだったら、吉田と掛合を開発して、あそこへ、少ない雲南市の人口は2万か3万。そのぐらいの人が行けるような方法はとれないものか。なぜ他県まで行かないけないか。かような点についてお答えくださいませ。

石飛市長

はい。事務局お願いします。

中村原子力防災対策室長

何点かいただきましたが、最初の情報伝達法でスライド番号で言うと、後ろから2ページ目の右下スライド番号20のお話だと思っておりますが、こちらの方に音声告知放送、ちょっとこれ記載落としておりまして今、10月から防災無線もスタートしております。文字放送、これケーブルテレビの文字放送ということになります。それから緊急速報エリアメールっていうのはですね、これドコモさんとかauさんとかいろいろございますけど、そちらが強制的に出すメールというものになってます。それからもう一つは広報車。それから市のホームページだったり、言われるSNSとかというんですけど、それから安全安心メールで、今難波委員さん言われるように、ご高齢の方で、実際そういったものが見られないという方、操作ができないという方もあろうと

思っています。皆様方に情報を届けしていくということで記載させていただいております。市、下の方の避難ルートマップっていうのも同様でございます、見ていただける方も、なかなか操作ができない方もあろうかと思いますが、これについても、皆さん使える方についてはこういったものも参考にさせていただきたいということで紹介させていただいております。

それから避難指示はどうかという話でございました。基本的に任意という形はないと思っております。避難ということは自然災害でもありますが、避難指示を区域を指定して出すわけなんですけど、その場合も実際に避難されない方もございますけど、基本的には指示が出れば、避難をしていただくということで、私どもがやっていく、当然そうだというふうに思っております。なので任意という考えではなくて、基本的に強制という考え方でとらえていただきたいと思います。これについては、やはりさっきも言いましたように国の方からもそういう指示が出てもありますので、色んな機器を使いながら、ここはもう避難をするべきだということとは特定されると、もうそこの方についてはもう避難してください、動いてくださいという言い方をします。それで色んな方法を使って、情報を届けするというようになっております。

あと、おっしゃいました雲南市吉田・掛合町については確かに圏外になってますし、三刀屋町についても、三刀屋と一宮地区だけなのでそれ以外は一応圏外にはなってますけど、最初にちょっとお話しましたように、あくまでも国際基準で30キロ以内という決まりなんですけど、それ以外に放射線が届かないかっていうことは絶対はないので、そこに壁があるわけじゃありませんので、ですので近いところっていうわけにいかない、ある程度影響がないところということで、100キロ位までの所で、避難をしていくということで定められておまして、これも平成24年、25年のところで、島根県と広島県・岡山県、それから島根県の場合、松江市は西部へ行くところもありますし、それから、県内でも安来は岡山の方へ行きますし、鳥取県は米子・境港市は鳥取県内へ移動されます。そういった、延伸を変えたところに動くという形になってます。

ただ、さっきも言いましたようにその30kmに壁があるわけじゃないので、近いところへ移動するんじゃないで、一定程度影響がないところを選定して広島県であったということでご理解いただきたいというふうに思います。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

すいません。加茂町が一番近い三次になっておりますよね。私は大東町ですが、同じ雲南市で東広島まで行かないといけません、加茂はなぜ近いところになったのですか。

中村原子力防災対策室長

すいません。ちょっと私100キロ圏って言いましたね。50キロ圏域より外っていうことで、すね。ですので、広島で言うと三次もその50圏域以上ありますので、そのところに、三次という形で、三次とか、それぞれ場所が設定された。これは色々と、島根県・広島県、それから関係自治体の皆さんと協議して決まったこととして、じゃあどこがどこかっていうわけではなくて、その時協議した段階で、このことについては、三次市に受け入れてもらおうと、ここについては、東広島で受け入れてもらうというような形で定まったものとして、何かの意図があってそうだったというわけではないというふうにご理解いただきたいと思います。

難波委員（雲南市老人クラブ連合会）

はい。わかりました。

石飛市長

はい。その他ございますでしょうか。どうぞ。はい。阿川委員さん。

阿川委員（三刀屋町地域自主組織連絡協議会 ※代理出席）

三刀屋の阿川ですが、先ほど一番先に申し上げましたように、今、中村室長がさらっと言われたんですが、この概要を正しいとすればいいですね、避難先は。この素案でいくと、一宮が二つ分かれてますが、一宮がね。給下は三刀屋に引っ付いて。そして、一宮のところは伊萱と高窪と古城になる。人口はこの文の通り、これどちらが本当なのかと思っておりましたが、この概要は正しいですか。素案の数値が正しいですか。

中村原子力防災対策室長

はい、すいません。素案の方が間違っておりますので、訂正させていただきたいと思っております。今お示した概要の方が正しいということでご理解いただきたいと思っております。先ほど言いましたように、三刀屋地区と一宮地区で分けてますので、一宮については、竹原の方へお出かけ動いていただくということでご理解いただきたいと思っております。申し訳ありません。

石飛市長

はい。それでははい、どうぞ。すいません。加納委員さんどうぞ。

加納委員（雲南市男女共同参画推進委員会）

失礼します。男女共同参画委員会の委員が本安全対策協議会の委員になっておりましたけど、たまたま私が代理でここ3回出席させていただいております。それでやっぱり初めのときの説明を聞きながら、何かわからんと思いつつながら、3回目を迎えましたけど、やはり徐々にそういう、こういう機会に触れることによって、少しずつ概要とかそういうものがわかるようになってきたのかなと思っております。

それで、例えば今日の資料を作っただいて、雲南市広域避難計画の概要というカラーのがありますよね。その中で、やっぱり皆さんに理解してもらうのに地区の名前とか、その所はすごく大きくはっきり分かりますけども、今の5ページの、放射性物質放出前の被ばく防護措置という欄があつて、説明が「警戒事態」、それから「施設敷地緊急事態」とか「全面緊急事態」とか、3段階に書いてありますけど、もうこの辺になると多分、膨大な資料を埋め込むためにはこれくらいの文字しか入らなかったのかなあと思っております。だけど本当にその内容そのものは、やっぱり一番自分たちの、一人一人が守るためには、本当に大事な経過なので、今は委員会に対しての説明なんですけど、これからまた住民の方に向けていろいろと対応していかなければならないと思っておりますので、やはりこの資料のことについてはもう、一般市民の人に本当に分かりやすくすると多分このボリュームもすごいんじゃないかなと思いつつながら、なかなかこれでは皆さんになかなか、今も高齢者の問題もありますけども、分かりにくいかなと思っております。

それとこのことと、今日の委員会の出席者で名前が出ておりますけども、私も先ほど申しましたように、代理で何度も出席させていただいておりますけども、やっぱり今日もかなりの欠席の方がおられますし、やはりこの団体として出ていただくことになってますので、欠席された方に対しての代理は、やっぱりその団体の方から推薦をしていただいて、できるだけ欠席がないような会議にさせていただけたらなと思っております。以上です。

石飛市長

はい。ありがとうございます。コメントありますですか。

中村原子力防災対策室長

ありがとうございます。まず計画概要については、中身的なところを少し大分やわらかくしたつものもので、なるべく縮小させたというものだと思います。ただ今日、大変資料の示し方が悪かったのは、本来は一つずつこうやってあるんですけど、その1ページにするともっと大きくなって、見やすいんですけど、なるべく省力化するために二つ一緒に1ページに入れてしまったので、中にはちょっと見にくいところも非常にあったと思っています。他にもお配りした広域避難計画素案も同じこととしてまして、非常に字が小さくて申し訳なかったなというふうに思っています。また、本日もお話がありましたように、実は各地区町ごとに出る説明会も、この内容をやはり皆さんに説明していこうかなというふうに思っておりまして、今日はその前段でこの安対協の方もお話をさせていただいたというふうにご理解いただきたいと思います。

それともう一方、欠席者の方についてはなかなか平日の昼間なので、なかなか皆様すべてご都合がつけていただけないっていうのはこれは致し方ないというふうに思っています。ただ、とは言いながらもご欠席の方には、改めて、これまでもですけど、皆様方にお示しした資料をすべてお送りしておりまして、また、議事録なんかもお届けするような形にもさせていただいておりますので、その辺は、そういったことでご理解をいただきたいと思いますというふうに思っております。

石飛市長

はい。石倉委員さん、どうぞ。

石倉委員（連合島根出雲雲南地域協議会雲南市区会議）

すいません。連合島根雲南地区会議で議長をします、石倉です。働く者を代表してちょっと1点だけ確認させていただきたいことがありまして、これ情報伝達の手段というのは、雲南市に住まわれている方への連絡手段かなというところで理解していますが、雲南市に働きに来る方、要は雲南市にある工場とか色んな作業場とかあると思うんですが、そちらの方への情報伝達手段としては、多分、告知放送とか緊急速報メールとか、その事業所の総務とか社長とか、そういった長たる者が持っていればいいんですが、その持っていない可能性も少しあると思いますので、こちらの方をアンケートなりちゃんと連絡手段がありますかっていうのは、ヒアリングとかしていただきたいなど。何も知らずに外で働いていて、被爆してしまうっていうのが一番恐れることかなと思いますんで、その長たる人たちが、情報を確認し受け取れる状態っていうの、作っていただければなと思いますので、よろしく願いいたします。

石飛市長

はい。事務局どうぞ。

中村原子力防災対策室長

改めてスライドの20というところをご覧いただきたいと思いますけど、この中でおっしゃいますように、確かに雲南市にお勤めいただく方、或いは通学されてる方等については、なかなか雲南市独自のものはなかなか届かないというお話だと思っております。ただこの中でですね、2番目にある緊急速報エリアメールっていうのは、これはキャリア、ドコモとかAUさんとか、楽天モバイルさんとか、そこが同時に出すメールですのえ、これはスマホとか携帯をお持ちの方に

は必ず届きますので、その中には、雲南市がこういう状況だと、いうのをお届けができるというふうに思ってます。ただし、一方では、今の防災無線、新たに10月からスタートしたんですけど、それも今事業所の方々の方にもちょっと、お付けいただけるかどうかということをお願いもしてるところもございまして、そういった部分でも、なるべく届けたいというふうに思ってます。それともう1点、雲南市安全安心メールについては、もしこれご登録いただければ、どちらにお住まいであっても、メールが届きますので、またそういったことでご機会があれば、そういったものも一つ、皆さんにお知らせいただくとありがたいなというふうに思ってます。ちょうどアンケートというお話もございましたのでまたちょっとその辺は、今日受けとめさせていただいて、またちょっとこちらの方も検討させていただきたいと思っておりますよろしくお願ひします。

石飛市長

はい。その他ございますでしょうか。はい、福島委員さん。

福島委員（雲南地域介護サービス事業管理者連絡会）

はい。失礼します。雲南地域の介護サービス事業管理者連絡会の代表で出かけております福島です。2点だけ。お願いなり、お伺いしたいと思ひますけど。今日避難計画の概要、また改訂版ということでお示しされましたけれども、中で避難の際にですね、支援を要する方、特に私介護サービス事業者としてはですね、介護施設に入所されてる方の避難等がどうなるかということをおま、考えたときにですね、全く今日の計画を見ると、リアリティに欠ける話ではないかというふうに受けとめました。

というのはまずそういったご相談もこれまでも、私が今の立場になってからはございせんが、まずどこへ行くのか。避難といえば広域避難所というところが、どこかもわかりませんし、またそこへ誰が連れていくのか、今交通手段はいろいろ福祉車両が用意されるというふうに聞きましたが、あの少なくとも一遍にですね、寝たきりの方をそこへ移送するにはですね、相当なマンパワーが必要だろうと思ひます。その方が、まず避難するためにマンパワー、必要な人たちを集めることが困難だと。職員が今、人員各部門がコロナ禍でおりませんし、職員そのものが避難対象者なわけです。家庭もあつて、家族もあつて、それらと一緒に避難しないといけない立場なのに、それが施設のその避難対象者の方と一緒に動くことができるのかという、そこら辺とかですね。また奥出雲だったり、その地域以外のところから来てる職員もおりまして、その者がそこまで一緒に避難行動がとれるかどうかということもあります。そういった細かいこと言えば全くリアリティない、今段階だと思ひます。

これ本当現実にあるものにするためにやっぱりそういった、介護施設の方とですねやっぱ、事前いろいろと打ち合わせを、まず市の方のそういった部局の方からですねいろいろなお話があつて、積み上げていかなければまだまだ、我々の方もですねいざその時になって、どうしたらいいかという段階ですので、ぜひその辺はですね今後、この計画の精度を高めるというお話ですので、十分やっていただきたいなということが1点でございます。

それともう1点そもそも論みたいなお話をして申し訳ありませんが、私も今回の状況とですね、今後のことをお伺いしたいんですけども、今こうやって避難計画作つたりですねそれから、来年早々には、避難訓練があるというふうに伺ひていますが、県も、それから立地自治体も含めて、こういった説明会、ある意味、再稼働に向けた、プロセスの一つというふうに受けとめられますけども、そういった形で今進んでる、今はどの段階にあるのか。例えば、聞きますと、立地自治体には事前了解が必要だということになってますが、出雲・雲南・安来はその対象ではないということですが、県がその達を代理されるということになってるようですけども、雲南市としてで

すね、先ほど行政は国から言われたら仕方がないというふうなちょっと説明があったんですけども、雲南市としての意思表示というのは、どの段階でされるのか。もう一つ言うと、もうそこはすでにご決断いただいているのかどうかわかりませんが、この間福島も視察されたようですけども、そこら辺も含めて、今、説明会でも反対の意見がある中で、雲南市としての意思をどのようにまとめられるのか、その理解も含めて、多分これから手順を踏まれると思いますけども、その辺の時期的なこと、それからスケジュール的なことがもし決まれば、お示しいただきたいなと思います。我々やっていることは今どの段階にあってどういう役割を示しているのかというのがちょっと知りたいということでございます。以上です。

石飛市長

事務局の方で、まずありますか。

中村原子力防災対策室長

2点いただきまして、特に避難要支援者の方々、特に入所されてる方とかですね、当然入院された方も当然同じことはあるというふうに思っております。今、各施設さんは避難計画等、施設ごとには作っていらっしゃると思ひまして、ただなかなかそこには原子力部分っていうのが必ずしも入っておったり入ってなかったりという、所だと思っておりますので、そのあたりはちょっと私どももう一回、整理をしていく必要があるというふうに思っています。

それから特に、言われるようにマンパワーの部分、当然だと思っております、このあたりは今後やっぱりいろいろ課題の部分だと思っております。そして、ちょっとこの部分はちょっと私の方もすぐお答えできない部分なんですけど、当然、支援体制っていうのはいろいろできて参りますんで、そういった方々に、お力添えいただく、特に実働部隊組織って言われますけど、さっきもちょっと言いましたが自衛隊とかですね、或いは消防、警察等々にも当然支援をしていただく必要があると思っておりますので、そういった部分も、ちょっともう少し整理も必要だろうというふうに思っています。

それともう一つ、避難要支援者の個別支援計画、こちらの方も今、一定程度できてる部分とそうでない部分もありまして、さらに原子力もその個別支援計画の中にも入れなきゃいけないっていうことを言われておりますので、その辺ちょっと担当部局とも整理をしていきたいというふうに思っています。それから今どんな段階とか、プロセスかと言われてもなかなか難しい、ちょっと私も言いにくいんですが、手続きとしてはですね、これまでも1号機の廃止措置の段階とか、3号機の指針、国に申請される段階とかっていうのは必ず雲南市の場合には、県から周辺3市に意見照会が来て、それに対して議会の方にお諮りして、どういう内容を返していくかそこでご決定いただいたものを、国、県から中国電力に対して回答しています。

県がいつの段階でそういった部分を動かれるかということだろうなというふうに思っていますんで、なかなかこれというのは、どの期限かってのまだ全然見えてこきてない段階ですので、今こうやって説明会とか色んな機会を設けて、色んなお話を聞かせていただいた上で、最終的に雲南市としてどういう答えを返していくかというのは、まだ時期的にはちょっとはっきり見えてないところですね。

一方で、今ございましたように、例年は安対協を年1回ぐらいしか開いてなかったんですけど、今年は色んな動きもある中で、こうやって今日3回目を開かせていただいて、先ほど加納委員さんからも、お話もちょっといただきましたけど、少しずつ具体のところも話をさせていただきながら、いろいろと私共も意見いただいたものを参考にしていきたいということで、皆様方に色々な意見をいただくのが一つ、お願いさせていただきたい役割だというふうに思っているところでござ

います。

現実、色んな所や色んな形を通してですね意見も言ったり、さっきも言いましたように要望するだけが必要な事かということもありますけど、そういったことで、色んなご意見いただきながら、実際にどういった形で進めていくかということも、議会の方へもお話をしながら進めていくべきだというふうに思っておりますので、なかなかお答えになっておりませんがよろしく願いいたします。

石飛市長

そうするとそろそろお時間ですので最後お1人。光谷委員さん、よろしく願いいたします。

光谷委員（公募委員）

1点目はですね、自主避難については、雲南市としてどういうふうにお考えかということですね。事故が起こった、自分ですぐどっか避難するという方について、どう考えかっていることを一つお願いします。

それからですね、二つ目ですが、私も大分年をとりましたけれども、今度雲南市でですね、安心して暮らしたいというふうに思ってるんですよ。安心して暮らすには、避難訓練や避難計画がない地域になると安心できますので、再稼働をしないでですね、2029年には中電の方が、使用済み核燃料をすべて県外に移設する、搬出するというをおっしゃってますから、稼働しないで、使用済み核燃料が県外に排出されれば、もう危険がなくなるわけですから、2029年以降は避難計画を立てる必要がない、安心して暮らせる島根になるということになるわけです。

ですから、ぜひですね、稼働をやめて、そして2029年には中電さんが約束してるように、県外に使用済み核燃料を持ち出していただくというふうにすれば、もうあと9年ほど、何とか我慢すれば、避難計画も避難訓練をしなくてもいいという安心の地域ができるというふうに思っておりますので、雲南市としてはぜひ、そういう安心してみんなが暮らせるように、ご意見を知事の方に出していただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

石飛市長

はい。ありがとうございます。それ1点目について、事務局からお答えいただけますか。

中村原子力防災対策室長

今ございましたように基本的には、国とかの指示を受けた形で避難等もしていただくということなんですが、今おっしゃったのは自主的に避難される場合という話でございます、この自主避難が、原子力に関しては今日もちょっとお話しましたように福島の場合ですね、非常にそういう形で、我先にという話も当然あったと思うんですけど、非常な渋滞を起こしてしまったとか色んなそういった問題点が起こってきたことによって、もう今回のこういった避難体制とか、それから、新規制基準というのが確か定められているというふうに思っております。

なので、基本は国なり、一番最初のところでちょっとお話しましたが、原子力災害はというところで、なかなか通常の自然災害等は、目で見えてわかるものもないですし、どの方向がいいかということも、風向きとかもありますので、わからないということがあるので基本は、指示に従って、避難等していただくというのが基本にあるというふうに思っております。なかなかそれは、それ以上の部分は個人のご判断などで、強制は確かにできないんですけど、それは極力そういった形をお願いしたいというふうに思っております。以上です。

石飛市長

はい。そうしますと、予定の時間が参りまして、まだまだご質問等ご意見あろうかと思いますが、お手元の質問表に書いていただき、あとでご提出いただければということで、ここで1回議事の方は締めさせていただきますと思います。その他につきまして何か事務局からございますか。

3. その他

中村原子力防災対策室長

はい、すいません。それではちょっと2点ばかり、ご報告なりご紹介をさせていただきたいと思います。今日もちょっと地区別の住民説明会のお話をしました。今日も言いましたように11月30日から12月7日にかけて各町1会場ぐらいということで、なかなかこれまでのように国から説明を受けることはできませんけど、各地区中国電力も出かけていただくということ。それとさっき説明いたしました私どもの方からは、この広域避難計画の概要について、ご説明させていただきたいというふうに今調整をしているところでございます。これをご紹介させていただきます。また決まりましたら、色んな形で周知をさせていただきます。

それともう1点は、11月の30日の午後になりますけど、今度は雲南省の原子力安全顧問という方で、顧問会議を開きたいと思っております。これは一応ご紹介だけさせていただきたいと思います。今回はなかなかこの時期、来ていただくことがなかなかできかねるので、ウェブ形式でインターネットを介して、会議をしたいと思っております。これをご紹介させていただきたいと思います。私の方から以上でございます。

石飛市長

ありがとうございました。それでは、ここから進行事務局の方に戻させていただきます。

高田防災部長

はい。事務局の方で用意をいたしました議題に対しまして、たくさんの貴重なご意見をいただきました。ありがとうございました。今後予定をしております説明会等に十分に活かして参りたいと考えております。それでは終わりに市長がご挨拶を申し上げまして、本日の会議を閉じさせていただきます。

石飛市長

本日は大変ご熱心にご議論賜りましてまことにありがとうございました。こうして皆様方からいただいた意見をしっかりと確認をし、また踏まえた議論を今後とも進めて参りたいとそうように考えております。大変長い時間に恐縮でございました。ありがとうございました。